

# リオ+20（国連持続可能な開発会議） に向けた現状と展望

## — 主要論点・最新交渉状況要約版 —

### グリーンエコノミーフォーラム

1992年の「地球サミット（国連環境開発会議、UNCED）」から20年を経た今年6月、同会議が開催された地、ブラジル・リオデジャネイロにおいて、「リオ+20（国連持続可能な開発会議、UNCSD）」が開催される。

リオ+20では「持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーンエコノミー」が主要テーマの一つに掲げられている。リオ+20は、世界レベルで環境・貧困問題解決に資する経済システムへの変革を前進させる可能性がある。

本レポートは、リオ+20開催を前に、リオ+20の成果文書の最新交渉状況を共有し、リオ+20・グリーンエコノミーに関する様々なセクターの取組み・連携の強化、環境・貧困問題解決のための経済システムの構築、リオ+20における効果的な成果文書の成立を目指し、発行する。

（本内容は、交渉プロセスの中間レビューではあるが、これからリオ+20にて最終合意される成果文書をより深く評価し理解するための判断材料ともなるものである。）



グリーンエコノミーフォーラム

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-3-2 三信ビル401

電話：03-3556-7323 Fax：03-3556-7328

URL： <http://geforum.net/>

発行責任者：足立治郎（グリーンエコノミーフォーラム理事）

本レポートの作成・発行には、「環境再生保全機構地球環境基金」の助成を受けています。

※グリーンエコノミーフォーラムは、NGO・事業者・研究者・政策担当者等の多様なセクターの連携による、環境・社会問題解決に資する経済推進のためのフォーラムです。

※本ペーパーにおける用語の日本語訳は、主に成果文書ゼロドラフトの環境省仮訳を使用しています。

※本レポートには、データ・資料を含む詳細版もあります。ご入用の方はご連絡下さい。

# 1. リオ+20成果文書を巡る最新の交渉状況：政府間交渉の主要論点

以下、リオ+20成果文書に関する主要論点と最新の交渉状況を記述する。なお、成果文書案は同じような内容が複数の箇所に書かれているため、以下、成果文書案の各項目を目標・政策手段・組織・課題別に順番を並べ替え、各国政府の主張を整理した上で紹介する。

## ◆持続可能な開発目標（SDGs）／ポスト2015開発枠組み／ミレニアム開発目標（MDGs）<sup>1</sup>について

持続可能な開発目標（SDGs）の設定については、先進国・途上国とも概ね合意を得ている。ただし、アメリカ・カナダ・日本は、ポスト2015開発枠組みの策定プロセスと持続可能な開発目標（SDGs）の策定プロセスの統合・一本化を求めている。G77+中国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた進展をより重視し、SDGsの策定によってMDGsの達成を逃れることや、SDGsを開発資金の新たな条件づけの口実にしないこと等を提案している。

## ◆グリーンエコノミーのための政策選択について

日本・カナダ・アメリカ・G77+中国<sup>2</sup>は、各国の状況に応じて政策・実施内容を選択することのできるアプローチを支持している。EU・ノルウェーは、環境外部費用の内部化や税財政改革等を行うよう奨励している。

## ◆グリーンエコノミー政策促進のための開発途上国の追加的コストについて

G77+中国は、開発途上国のグリーンエコノミーへの移行にはリスクや追加的コストを伴うことを記載するよう求めている。一方で、アメリカ・カナダは、開発途上国のグリーンエコノミーへの移行には追加的コストが伴うとの表現の削除を求めている。

## ◆グリーンエコノミー政策促進に伴う脅威について

G77+中国は、グリーンエコノミー政策推進には、小規模農家や漁業者への制限、貧困解消のための生産活動の制限、食料主権への負の影響等の可能性があることを記載するよう提案している。一方で、EU・カナダ・アメリカ・ニュージーランド等は、このような記載を削除するよう求めている。

## ◆グリーンエコノミー政策促進のための知識共有プラットフォームについて

韓国がグリーンエコノミーに関する国際的な知識共有プラットフォーム創設を提案しているのに対して、アメリカ、オーストラリアは、各国によるプラットフォームの整備を求めている。

## ◆グリーンエコノミー国家戦略／国家行動計画について

スイスは、2015年までに国家行動計画の策定に合意するよう求めている。EUは、戦略の新たな策定に限定せず、持続可能な開発に関する国家計画への統合も認めるよう求めている。また、G77+中国は、この策定に反対している。

## ◆グリーンエコノミー政策促進のためのロードマップについて

EUは、グリーンエコノミー政策推進のための国際的なロードマップ策定を提案しているのに対して、アメリカ・ニュージーランド・ロシアは、具体的な時期を伴うロードマップ作成に反対している。

## ◆経済的手法・財政手段について

EUは、環境税、規制、排出量取引等による環境外部費用の内部化や生態系サービスの価格措置制度の促進を求めているが、G77+中国は経済的手法・財政手段を含むグリーンエコノミー実現のための政策手段の例示に反対している。

## ◆持続可能な開発とは相容れない補助金の段階的な廃止について

スイス・メキシコ・ニュージーランドは、化石燃料・農業・漁業などの補助金の段階的撤廃に対する強いコミットメントを要求している。EUは、補助金の段階的廃止に向けた国際的な目標設定や実施促進に関する新たなプラットフォームの設置を提案している。オーストラリア・カナダ・日本は、段階的撤廃の対象を非効率な化石燃料の補助金に限定することを提案。アメリカは態度を留保している。

## ◆政府開発援助（ODA）のGNP比0.7%目標について

G77+中国は、先進国が政府開発援助（ODA）のGNP比0.7%目標を2015年までに完全実施することを約束するよう求めている。EU・アメリカ・スイス・日本・カナダは、完全実施を約束することには反対している。

## ◆新たな追加的かつ大規模な資金源の提供について

G77+中国は、気候変動枠組み条約の文脈で約束された新規かつ追加的で政府開発援助（ODA）を代替しない資金拠出の完全な実施を求めており、持続可能な開発の実現に向けた新たな資金ファシリティを国際金融機関に設置することを提案している。先進国各国は、これらの提案に反対している。

### ◆革新的な金融手段（革新的資金メカニズム）<sup>3</sup>の促進について

革新的な金融手段の促進には概ね合意を得ているが、アメリカは国際プロセスの立ち上げには反対しており、日本も立ち上げの検討にとどめるよう求めている。

### ◆技術開発・技術移転について

ベラルーシ・カザフスタン・ロシアは、技術移転促進のためのグローバルファンドの創設を提案しているが、先進国は反対している。先進国は、開発した技術の公的管理に懸念を示しており、技術の市場価格での提供を提案している。

### ◆南南協力<sup>4</sup>・三角協力<sup>5</sup>について

日本・EU・スイス・カナダ・ニュージーランドは、南南協力を強化するよう求めている。EUは、三角協力において、政府系投資ファンドや政府の開発銀行の資金の動員を奨励することを含めるよう求めている。

### ◆企業によるサステナビリティ報告の促進について

EU・スイス・ノルウェーは企業によるサステナビリティ報告促進のための国際的プロセスの立ち上げに賛成しているが、韓国・アメリカ・カナダ・G77+中国・ニュージーランド等はサステナビリティ報告の義務付けを含む国際枠組みに反対している。

### ◆持続可能な開発委員会（CSD）<sup>6</sup>の強化／改組について

ノルウェー・スイス・韓国は、持続可能な開発委員会（CSD）の持続可能な開発理事会への組織強化を支持しているに対し、日本・メキシコはこれに反対している。また、G77+中国は、どちらのオプションを選択するかを留保している。EUは、加盟国内で検討中と表明している。

### ◆国連環境計画（UNEP）の能力強化／環境のための国連専門機関の創設について

EU・韓国は、環境のための国連専門機関の創設を支持しているのに対し、アメリカ・カナダ・日本・ロシアは、これに反対している。また、カナダ・日本は、国連環境計画（UNEP）の能力強化を支持しつつも、資金基盤の大幅増加に反対している。

### ◆国際金融機関・国際貿易機関等のプログラム戦略の見直しについて

国際金融機関の戦略見直しは先進国の間では概ね支持されている。アメリカは多国間開発銀行（MDBs）の環境・社会セーフガード政策の見直しを含めることを提案している。ニュージーランド・日本は、国連貿易開発会議（UNCTAD）及び世界貿易機関（WTO）を戦略見直しの対象に含めることに反対している。G77とメキシコは、国際金融機関における途上国の投票権・発言権の強化を求める提案を行っているのに対し、EU・アメリカ・日本・カナダ・ニュージーランド、韓国がこの提案はリオ+20で議論すべき議題ではないとして反対している。

### ◆オンブズパーソン<sup>7</sup>ないし将来世代のための高等弁務官の設置について

EU・カナダ・ノルウェーは、オンブズパーソンないし将来世代のための高等弁務官の設置を支持している。一方でG77+中国・ロシア・ニュージーランドなどは、この提案の削除を求めている。

### ◆食料に対する権利について

EU・ノルウェー・リヒテンシュタインは、食料に対する権利を支持しているのに対し、G77+中国・アメリカ・日本は、文言としてこの権利を記載することに消極的である。

### ◆食料価格の安定について

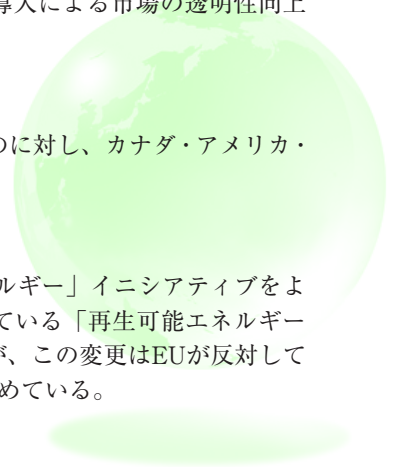
G77+中国は、投機による食料価格の変動対策として、適切な規制の導入と監視制度の導入による市場の透明性向上を提案しているのに対し、ニュージーランド・アメリカはこの提案に反対している。

### ◆水と衛生について

G77+中国は、「安全で清潔な飲料水及び公衆衛生の権利」を含めることを支持しているのに対し、カナダ・アメリカ・イスラエルは、これを「不可欠な人権」として記載することに反対している。

### ◆エネルギーについて

EU・アイスランド・韓国は、国連事務総長が開始した「全人類のための持続可能なエネルギー」イニシアティブをより強いコミットメントにするよう求めている。カナダは、このイニシアティブに含まれている「再生可能エネルギーのシェア倍増」を「ゼロまたは低炭素排出エネルギー倍増」に変更するよう求めているが、この変更はEUが反対している。また、G77+中国は、エネルギーアクセスの改善に重点を置いた文章にするよう求めている。



### ◆社会的保護について

G77+中国は、国連総会の下でグローバルな社会的保護プログラムの立ち上げを検討するよう求めている。EU・アメリカ・日本は、G77+中国の上記提案を削除するよう求めている。

### ◆持続可能な消費と生産に関する計画10年枠組みについて

アメリカ・オーストラリア・カナダ・ニュージーランド・スイスは、持続可能な消費と生産に関する計画10年枠組みを「国際協定の一環」とすることに反対している。G77+中国は、非持続可能な消費と生産のパターンの改革を先進国が優先的に取り組むことを求めている。

### ◆リオ第7原則（共通だが差異ある責任の原則）について

G77+中国は、合意文書の各所において「共通だが差異ある責任の原則」<sup>8</sup>を記載するよう提案しているのに対し、先進国各国は、リオ原則における個別の原則を抜き出して言及すべきではないとして、合意文書の各所において「共通だが差異ある責任の原則」を記載することに反対している。

### ◆リオ第10原則（情報へのアクセスや市民参加等）について

スイス、EU、アメリカは、公的な情報に対する知る権利の保証、意思決定への市民参加拡大、司法への公平なアクセスの保証などの文言強化を求めているのに対し、G77+中国は、市民参加の拡大を支持しつつも、知る権利の保証や司法への公平なアクセスを含めることには反対している。

## 2. リオ+20成果文書の意義と展望

地球サミットから20年、持続可能な開発に関する国際交渉では、個々の環境条約・議定書・イニシアティブにおける交渉の比重が増している。各環境条約・議定書・イニシアティブにおける交渉の進展が必要とされている中、未だに取り組みされていない課題や新たに生じている課題、包括的な課題には、リオ+20のような会議で取り扱われるべきである。

個別の論点の差異を細かく見ていくと、中身に関し様々な懸念や異なる立場とその背景が、様々に推測できるのではなかろうか。このような多様な意見が交錯する中で、グリーン経済の推進は世界の潮流となりつつあり、リオ+20における前向きな合意がそれなりに進むと思われる。また、今回を機にSDGs・ポストMDGsに関する合意や、生産と消費・防災・エネルギー・食料・水・都市・教育・海洋等に関する何らかの合意が進展するものと思われる。これらは、人類の持続可能性を担保するにはまだ不十分なものであるとしても、そのための確かな一歩のための布石としなければならない。今後とも、前向きな合意が得られるよう各国政府・各ステークホルダーが努力することを期待したい。

<sup>1</sup> ミレニアム開発目標は、開発分野における国際社会共通の目標で、2015年までに達成すべき8つの目標と21のターゲット、60の指標が設定されている。

<sup>2</sup> 途上国や新興国から構成される交渉グループ。現時点では約130カ国が含まれている。

<sup>3</sup> 貧困・疫病・気候変動などの問題に取り組むための新たな資金を創出・供給するための枠組みの総称。実施・検討されているものに、国際医療品購入ファシリティ（UNITAID）、予防接種のための国際金融ファシリティ（IFFIm）、航空券連帯税、通貨取引開発税、国際炭素税、生物多様性オフセットなどがある。

<sup>4</sup> 開発途上国および新興国の間での、国際開発協力の枠組み。二国間あるいは多国間で行なわれ、これらの国々の相互間における連携強化や、能力開発などが期待されている。

<sup>5</sup> ドナーや国際機関など途上国以外のパートナーから支援される南南協力の枠組み。

<sup>6</sup> アジェンダ21の実施進捗状況のレビューや実施促進などを行う国連の委員会。

<sup>7</sup> 行政機関等に対する市民の苦情を受け付け、その権利・利益を護るため、中立的立場から調査したり、救済の勧告を図る制度。

<sup>8</sup> 地球環境問題等に対しては各国で共通の責任があるが、問題悪化への寄与度と対応能力（技術や資金）は異なることから、先進国と途上国で異なる責任があるという考え方。